施策評価(令和5年度)

施策評価調書

基本政策3	自然環境							
目指す姿2	豊かな自然の保全							
幹事部局名	生活環境部	担当課名	自然保護課					
評価者	生活環境部長	評価確定日	令和5年7月31日					

2 施策の状況

2-1 成果指標の状況及び定量的評価

	施策の方向性、指標名(単位)	年度	2019 (R元)	2020 (R2)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	直近の 達成率	判定	備考
	【施策の方向性①】 自然環境学習拠点施設等の利用	目標			26,000	29,000	32,000	35,000		а	
1	日 然 境 現 子 目 拠 点 旭 設 寺 の 利 用 者 数 (人)	実績	34,879	24,326	38,649				148.7%		
	出典:県調べ	達成率			148.7%						
	【施策の方向性②】	目標			1,750	1,800	1,850	1,900		а	
	狩猟者の登録数(人)	実績	1,689	1,694	1,776				101.5%		
	出典:県調べ	達成率			101.5%						

※ 指標の判定基準

a: 達成率≥100% b: 100%>達成率≥90% c: 90%>達成率≥80% d: 80%>達成率≥70% e : 70%>達成率

n: 実績値が未判明

定量的評価結果									計算式							
		① a 判定	×	2	個	=	8	点	④ d 判定	×	0	個	=	0	点	
4.0	00	② b 判定	×	0	個	=	0	点	⑤ e 判定	×	0	個	=	0	点	
(A	相当)	③ c 判定	×	0	個	=	0	点								
	· H — /	①~⑤の·		8	点	÷	2	個(判明	済み指標) =	4. 00)					

- ※ 指標の判定基準 a:4点 b:3点 c:2点 d:1点 e:0点
- ※ 成果指標において実績値が未判明となった指標がある場合には、それを除いて平均点を算出する。
- ※ 定量的評価の判定基準

A相当:平均点が3.6点以上 B相当:平均点が3.2点以上3.6点未満 C相当:平均点が2.8点以上3.2点未満 D相当:平均点が2.4点以上2.8点未満 E相当:平均点が2.4点未満

2-3 主な取組状況とその成果

【施策の方向性① 生物の多様性の確保と自然公園等の適正な管理】

- 横手市の安本自然環境保全地域において、遺伝子汚染を防ぎながら希少淡水魚類の保護を進める方法を探るため、 希少淡水魚類のDNA調査を行うとともに、池干しによる当該希少淡水魚類の生息環境改善の取組を実施した。
- ・生物多様性の保全に関する普及啓発用動画の制作・配信、奥森吉青少年野外活動基地における宿泊型環境学習会及 び安本自然環境保全地域における魚類観察会など、本県の生物多様性の保全に関する取組を実施した。
- ・ 秋田県自然環境保全条例に基づき指定している「秋田県自然 (緑地) 環境保全地域」において、老朽化した案内 板・標柱を更新した。
- ・ 自然環境保全地域及び自然公園等の適切な管理を行うため、県が任命した自然環境保全推進員(22名)及び自然公園管理員(19名)が、巡視や利用者への指導等を実施した。

【施策の方向性② 野生鳥獣の適正な保護管理と被害対策の推進】

- ・ツキノワグマの適切な保護管理を推進していくため、「ツキノワグマ被害対策支援センター」を中心として、クマによる人身・農業被害防止のための普及啓発や研修の実施に努めたほか、クマの市街地出没を想定した対応訓練の実施、出没対応のサポートや対策指導等を行った。
- ・ ニホンジカ及びイノシシの個体数増加及び生息域拡大を抑制するため、狩猟期間の延長及び県事業による捕獲の強化を図ったほか、イノシシを対象とするわな捕獲技術の向上を目的とした講習会を県内8か所で実施した。
- 野生鳥獣の適正な保護管理を実施するため、ベテランハンターの狩猟技能の維持及び若手ハンターの技術向上を目的とした「狩猟技術訓練施設」を運営した。

3 総合評価と評価理由

総合評価	評価理由								
	成果指標の達成率を基にした定量的評価は4.00で「A相当」であることから、総合評価は「A」とする。								
Α	【定性的評価として考慮した点】 ・								

5 主な課題と今後の対応方針

施策の 方向性	課題	今後の対応方針
1	○ 自然環境保全推進員等の高齢化により自然保護に携わる人材の確保に苦慮しており、自然環境の維持が困難になるおそれがある。	○ 関係団体と連携して普及啓発を進めるなど、自然保護に関わる人材の育成・確保に努める。
	○ 生物多様性の保全のための事業を推進するほか、生物多様性の意味や重要性について県民に認識・理解してもらうため、様々な形での普及啓発活動が求められる。	○ 「秋田県生物多様性地域戦略」に基づき、生物多様性の保全を推進するため、安本自然環境保全地域における希少淡水魚類の保全及びカーボンニュートラル達成に資する森吉山麓高原でのブナ林再生に向けた植栽について県外企業と連携するとともに、環境教育イベント等を開催し、自然保護に関心を持つ県民の裾野を広げる。
2	○ ツキノワグマの捕獲数が高止まり傾向にあり、農作物被害に明確な減少傾向は見られないほか、人の生活圏における出没増加や人身被害の発生など、軋轢の増加が懸念される。	○ 野生鳥獣管理共生ビジョンに掲げる「人とクマが棲み分けしながら共に歩む秋田」を目指し、有識者の意見を踏まえ改定した第二種特定鳥獣管理計画(第5次ツキノワグマ)に基づき、農作物被害防止策や出没抑制策等の総合的な取組を推進する。
	○ イノシシ及びニホンジカの生息域拡大に伴う農林業被害の増加や、昨年、県内で確認された野生イノシシの豚熱(CSF)感染の拡大による家畜への伝染が懸念される。	○ 新規狩猟者の確保・育成等により、捕獲圧の強化を図るとともに、低密度地域における効率的な捕獲手法の確立及び被害地域との連携した取組を推進し、分布域の拡大を抑制する。

6 政策評価委員会の意見 自己評価「A」をもって妥当とする。